

総合支所・支所 マークのあるものは、東郷総合支所、各支所でも受付しています。

離婚に関するおもな手続

下記にあてはまる方は世帯にいますか？
あてはまる手続をご自身で確認してください

手続

必要なもの

該当

受付窓口

受付済

住所
戸籍

住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！		
前配偶者と同居中で、生計を別にしている方	世帯分離届			
氏が変わった方で、旧氏の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります			
氏が変わった方で、マイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	・マイナンバーカード ※暗証番号が必要となります		
離婚後も婚姻中の氏を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	※受付窓口でご相談ください		戸籍の届出 1階9番窓口 (市民課)
お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください		

保険

国民健康保険に加入中で、氏など記載に変更がある方	新しい国民健康資格確認書または資格情報のお知らせの交付 【世帯主が変更となり口座振替を希望する場合】 口座振替の申請	・変更前の国民健康保険資格確認書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		
氏が変わった方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険資格確認書の交付（後日郵送）	変更前の後期高齢者医療保険資格確認書		国民健康保険 後期高齢者医療のこと 1階2番窓口 (国民健康保険課)
前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 【口座振替を希望する場合】 口座振替の申請	・前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		
氏が変わった方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証・資格確認書の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証		

年金

前配偶者の勤務先の厚生年金保険の扶養から外れて、国民年金に加入する方	国民年金の加入 (20歳から60歳未満の方)	・前配偶者の勤務先の厚生年金保険の資格喪失連絡票 【口座振替を希望する場合】 ・口座がわかるもの ・通帳の届出印		国民年金のこと 1階3番窓口 (市民課)
年金を受給している方で氏が変わった方	年金の氏名変更			延岡年金事務所 0982-21-5424 ※共済年金の方は共済組合へお問い合わせください。

こども

児童手当を受給していて、受給者が変わった方 (0歳～高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の口座がわかるもの ・マイナンバーが確認できる書類等 ※必要なものがそろっていないなくても窓口へお立ち寄りください		
子どもの医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生年代)	子ども医療費受給者証の変更・喪失	※受付窓口でご相談ください		
放課後児童クラブ（児童館）の利用を希望する方	児童クラブ入会	・雇用証明書など ※各児童クラブまでお問い合わせください		子育てのこと 1階14番窓口 (こども課)
保育園等に入園を希望する方	保育園等の入園相談	※受付窓口でご相談ください		
保育園等に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名・保護者変更など	※受付窓口でご相談ください		
ひとり親家庭等のご相談	児童扶養手当の認定請求 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		
小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※受付窓口でご相談ください		学校教育課 4階2番窓口

高齢

氏が変わった方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更	・介護保険証		住民異動 マイナンバーカード 1階7・8番窓口 (市民課)
---	------------	--------	--	--

障がい

氏が変わった方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑（認印可）など		
氏が変わった方で重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険の内容がわかるもの ・口座がわかるもの ※認印が必要な場合があります		障害福祉のこと 1階15番窓口 (福祉課)
障がい福祉サービスをご利用の方	・障がい福祉サービス受給者証の氏名変更（氏が変わった場合） ・利用者負担額算定に係る世帯収入の見直し	・障がい福祉サービス受給者証 ・印鑑（認印可） ※負担額の変更が必要な場合		

障がい	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください	障害福祉のこと 1階15番窓口 (福祉課)
料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話で手続できます	上下水道料金センター 健康管理センター1階 0982-52-5228
その他	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続	※受付窓口でご相談ください	県北住宅管理センター (日向営業所) 原町4丁目120番地6 0982-57-3151

市代表電話番号

0982-52-2111

開庁時間 朝8時45分～夕方4時30分

(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)



〒883-8555
日向市本町10番5号

《東郷総合支所》
日向市東郷町山陰辛273番地1
0982-69-2111

《細島支所》
日向市大字日知屋古田町61番地1
0982-52-2601

《岩脇支所》
日向市大字平岩737番地2
0982-57-1001

《美々津支所》
日向市美々津町3432番地1
0982-58-1101

なお、総合支所・支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>



離婚手続ガイド

質問に答えることで、該当する手続を確認することができます。



離婚手続ガイド二次元コード

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年2人）の署名のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。

関連する手続は内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続は、後日あらためてご来庁いただく場合があります

離婚届を提出後、離婚されたことが記載された戸籍証明書がとれるまで5～7営業日かかります。

手続チェックシート

離婚

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をします
本人確認書類の提示をお願いいたします

〈官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの〉



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点がで 本人確認 できるもの

・年金手帳※　・介護保険証　・健康保険資格確認証
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました
引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続をするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続の場合は、手続の対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。